



令和 8 年度採用 尼崎市教育委員会

スクールソーシャルワーカー

(非常勤の会計年度任用職員)

募集案内 (週 3 日 18 時間勤務)

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は 1 年 (4 月 1 日～翌 3 月 3 1 日) 以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び(続けて)任用される場合があります。

※2 服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)や懲戒の規定などがあります。

● 募集内容

1 募集する職員

スクールソーシャルワーカー業務に従事する職員

2 採用予定人数

2 名

3 応募条件

次の(1)(2)の条件の全てを満たす方

(1) 学校教育に関して知識・理解を有し、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方(ただし、資格に関しては令和 7 年 3 月 3 1 日までに資格取得見込みの人の受験も可とするが、合格証書が提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとする。)

(2) 地方公務員法第 16 条各号の規定(欠格条項: 下記参照)に該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた

めの措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下、「子ども性暴力防止法」という。)における特定性犯罪事実該当者(別紙参照)でない人

4 応募方法

応募受付期間内に、下記の書類(各1部)をこども教育支援課(子どもの育ち支援センター「いくしあ」2階)まで、持参又は郵送してください。

※ 令和8年3月11日(水)までに当課へ必着のこと

- (1) 尼崎市教育委員会会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験申込書
- (2) 指定の原稿用紙に手書きで記載した作文(400字詰原稿用紙2枚)

作文テーマ

スクールソーシャルワークとは何か、また、なぜスクールソーシャルワークが必要とされているのか、あなたの考えを述べるとともに、学校の教員から下記事例のような相談を受けた場合、あなたならどのように行動しますか。

<事例>

小学3年〇組のクラス担任 B教員から相談があった。

クラスの男子 Aくんは、教室で落ち着きがなく、注意すると教室から飛び出し、廊下を走り回ったり、他のクラスに入って悪さをしたりするなど、まったく手に負えない状態である。担任の指導に対しても激しく反発し、攻撃や暴言を繰り返す。Aくんが暴れるので、クラス全体が落ち着かなくなってきた。

B教員は、Aくんの保護者に連絡しようとして一日何度も電話をかけたり、家庭訪問を行ったりするが、連絡のつかないことが度々あり、連絡がついても空返事ばかりで、どう対応したらよいか途方に促されていた。

B教員は、採用3年目の若い教師で、4月から初めてクラス担任になった。Aくんの家族は、母親と小学1年生の弟と保育園児の4人家族である。母親が、定職についているかどうかはわからない。

- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証明書の写し。資格取得見込みの方は受験票の写し。

※取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、必要な免許を有することを証明する書類の提出が必要となります。(原則、採用日までに提出)

5 応募受付期間

- (1) 受付期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月11日(水)まで
- (2) 受付・問い合わせ時間 午前9時~正午、午後1時~午後5時まで
※土曜日・日曜日・祝日は除く。
- (3) 受験票 書類選考後、3月13日(金)までに、採用試験申込書に記載のメールアドレスへ送信します。

6 採用予定日

令和8年4月1日

7 勤務条件

(1) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

所属長が指定する学校園等及び子どもの育ち支援センター「いくしあ」

(4) 職務内容

① スクールソーシャルワークに関する業務

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）は以下のような幅広い業務を行う。また、原則として、教育委員会が所管する学校園に所属する市内在住の園児児童生徒及びその保護者を対象とする。

(ア) 個別事例に対する活動

- ・不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集や提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）等

(イ) 学校との関係性の構築及び学校の中から働きかける活動

- ・校内委員会や学年会への参加を通して社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（指導助言を含めた検討）を実施
- ・教職員との調整による校内ケース会議の開催と参加による校内支援チーム体制づくりの支援活動等

(ウ) 中学校区、市レベルにおける児童生徒及び家庭の支援体制づくり

- ・教育委員会への個別事案の報告、連絡、相談等の実施
- ・中学校区における児童生徒サポートチームづくり
- ・スクールソーシャルワーク担当者会への参加
- ・スクールソーシャルワーク連絡会等の企画・調整・参加等

② その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間等

ア 週3日勤務

勤務日	勤務日数及び時間
週3日	1日6時間、1週間あたり3日の計18時間

イ 勤務を要しない日等

公休日は土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日のうち2日

ウ 始業時刻及び終業時刻

勤務日数及び時間	始業時刻及び終業時刻
週3日 18時間/週 6時間/日	午前10時から午後4時45分 (休憩時間45分を含む)

エ その他

公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合があります。

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額

週3日 月額228,800円（令和8年度予定額）

※報酬額については変更する可能性あり。

イ 通勤代

自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 期末手当 6月及び12月に支給（予定）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用なし

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

8 採用試験

(1) 試験日時 令和8年3月18日（水）午後1時30分から順番に面接試験

集合：指定する面接試験時間の10分前

(2) 試験場所 子どもの育ち支援センター（いくしあ）1階「ゆりのき」

(3) 待機場所 子どもの育ち支援センター（いくしあ）1階「まつ」

(4) 持参品 受験票、鉛筆、黒のボールペン、消しゴム

(5) 試験内容 筆記試験（小論文【応募時に提出】）及び面接試験

(6) 結果発表 試験実施後2週間以内（予定）に、採用試験申込書に記載のメールアドレスへ通知

9 留意事項

(1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

(3) 本業務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定のこども性

暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

- (4) 応募条件で求めている資格を取得見込みの場合で採用日までにその資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

10 書類送付先（問い合わせ先）

尼崎市教育委員会事務局教育総合センターこども教育支援課

住所：〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号

子どもの育ち支援センター「いくしあ」2階

電話：06-6409-4995、ファクス：06-6409-4299

